

○松田町寄テニスコートの管理運営に関する規則

平成4年3月27日
教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例(平成4年松田町条例第6号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第3条 松田町寄テニスコートの休場日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特に必要と認めるときは、変更、又は臨時休場することができるものとする。

(1) 毎週月曜日の午後及び火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)

(2) 休日の翌日

(3) 12月28日から1月4日

(利用の手続)

第4条 条例第3条の規定により利用の許可を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、利用日の3ヶ月前から5日前までに松田町寄テニスコート利用許可申請書(第1号様式)により利用の申請を教育委員会にしなければならない。

(利用の許可)

第5条 教育委員会は、前条の申請があり、必要な事項を調査し許可することに決定したときは、松田町寄テニスコート利用許可書(第2号様式)を申請人に交付する。

2 前項の許可を受けたのち、町及び公共の用に供するときは利用の許可を取消し、又は利用を中止させることができる。

(利用許可の順序)

第6条 松田町寄テニスコートの利用許可は、申請の順序により行い、2以上の申請が同時に行われたときは、協議、又は抽選により決定するものとする。

(利用の変更又は取消し)

第7条 利用許可を変更、又は取消ししようとする者は、利用しようとする日の3日前までに松田町寄テニスコート利用変更申請書(第3号様式)により申し出なければならない。ただし、教育委員会が止むを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用の条件)

第8条 利用者は、利用につき係員の指示に従い、利用許可書に掲げる利用条件を遵守しなければならない。

(公共施設の相互利用)

第9条 本町が他の市町村と締結した公共施設の相互利用に関する協定に定める利用者がその協定に係る施設を利用するときは、条例第10条第1号を適用する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日教委規則第5号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月29日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式

第1号様式

松田町寄テニスコート利用許可申請書

利 用 時 間	平成 年 月 日() 時から 時まで
利 用 施 設	テニスコート A面 B面 C面
利 用 人 数	人 うち町外者 人
※減免の有無	有(減免金額 円 %) 無
減 免 理 由	
※ 利 用 料 金	※ 上記金額には、消費税相当額を含んでいます。
松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例並びに同規則により、上記のとおり利用したいので申請します。 平成 年 月 日 松田町長 殿 申請者 住所 氏名 電話 印	
備考 ※の欄は利用者は記入しないこと。	

利用上の注意

- 1 許可を受けた施設並びに、器具以外は使用しないこと。
- 2 利用後は必ず清掃、整理を行うこと。
- 3 テニス用のシューズ以外は厳禁。
- 4 利用は許可された時間内に終了すること。原則として時間延長は認めない。

[第2号様式\(第5条関係\)](#)

第2号様式(第5条関係)

松田町寄テニスコート利用許可書

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
利用時間	年 月 日() 時から 時まで		
利用施設	テニスコート	A面	B面 C面
利用人数	人		
減免の有無	有(減免金額 円 %) 無		
減免理由			
利用料金	※ 上記金額には、消費税相当額を含んでいます。		

上記のとおり松田町寄テニスコートの利用を許可いたします。なお、下記利用上の注意を遵守して下さい。

殿

松田町長

利用上の注意

- 1 許可を受けた施設並びに、器具以外は使用しないこと。
- 2 利用後は必ず清掃、整理を行うこと。
- 3 テニス用のシューズ以外は厳禁。
- 4 利用は許可された時間内に終了すること。原則として時間延長は認めない。

[第3号様式\(第7条関係\)](#)

第3号様式(第7条関係)

松田町寄テニスコート利用変更申請書

利 用 時 間	変更前 変更後 取 消	年 年	月 月	日() 日()	時から 時から	時まで 時まで
変 更 等 理 由						
利 用 施 設	テニスコート A面 B面 C面					
利 用 人 数	人					
※減免の有無	有(減免金額 円 %) 無					
減 免 理 由						
※ 利 用 料 金	※ 上記金額には、消費税相当額を含んでいます。					
松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例並びに同規則により、上記のとおり変更(取消)したいので申請します。 年 月 日 松田町長 殿 申請者 住所 氏名 電話 印						
備考 ※の欄は利用者は記入しないこと。						